

# 今枝仁王尊奉賛会規約

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、今枝仁王尊奉賛会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、別表に定める「石造金剛力士像（吽形）」（以下「仁王尊像」）を保存し、会員や拝観・おまいりされる方の心の安寧を得ることを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 仁王尊像の保存及び別表に定める仁王尊像を存置する建物の維持管理
- (2) 仁王尊像保存に必要な資金の調達
- (3) 前各号に附帯する一切の事業

(主たる事業所)

第 3 条 本会は、主たる事業所を会長宅に置く。

(機関)

第 4 条 本会は、役員会、会長、会計役、監査役及び相談役を置く。副会長は必要がある場合に置くことができる。

2 本会の役員とは、会長、副会長、会計役、監査役及び相談役をいう。

3 本会の役員会は、役員によって構成する。

## 第 2 章 会員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員となることを希望する者（以下「入会希望者」という）は、次条に定める入会の手続きを行うことによって、本会の会員となることができる。

(入会)

第 6 条 本会への入会は、入会希望者が本会に対し、所定の申込用紙により申込みをし、次条に定める入会金を支払うことによって行う。

(会費)

第 7 条 入会希望者から入会手続きの際に支払われる寄付金（以下「入会金」という）及び会員から入会中に随時支払われる寄付金（以下「事業協賛金」という）の金額は、次に掲げるものによる。

- (1) 入会金の金額は、入会希望者が自然人の場合 1000 円とし、入会希望者が法人の場合 10000 円とする。
- (2) 事業協賛金の金額は、会員が自然人の場合一口 1000 円とし、会員が法人の場合一口 10000 円とする。

- 2 会員は、本会を退会する場合は、既に支払った入会金及び事業協賛金の返還を求めることができない

(退会)

第 8 条 会員は、いつでも退会することができる。

- 2 本会は、次に掲げる事由に該当する会員を退会させることができる。

- (1) 本会規約に違反する行為をしたとき
- (2) 本会の目的に著しく反する行為をしたとき

### 第 3 章 役員会

(役員会の招集)

第 9 条 本会の役員会は、毎年 10 月に招集し、臨時役員会は必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 役員会は、会長が招集する。会長に欠員又は事故があるときは、副会長が役員会を招集する。

- 3 役員会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(議長)

第 10 条 役員会の議長は、会長がこれにあたり、会長に欠員又は事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(決議の方法)

第 11 条 役員会の決議は、出席した役員の議決権の過半数をもって行う。

(役員会の議事録)

第 12 条 役員会における議事の経過の要領及びその結果については、議事録に記載又は記録する。

### 第 4 章 役員

(役員を選任)

第 13 条 役員は、役員会の決議によって選任する。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時役員会終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された役員任期は、他の現任役員任期の満了する時までとする

(役員職務及び権限)

第 15 条 本会の運営は、役員会が行う。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。会長に欠員又は事故があるときは、副会長がこれにあたる。

- 3 会計役は、収支予算書及び第 19 条に定める計算書類等の作成及びこれに関する

業務を行う。

- 4 監査役は、第 19 条に定める計算書類等を監査する。
- 5 相談役は、会長又は副会長の諮問に応じて、文化財に関する学識に基づく意見を答申する。

(解任)

第 16 条 役員が次のいずれかに該当するときは、その役員を役員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

## 第 5 章 計算

(事業年度)

第 17 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 18 条 会長又は副会長は、事業計画書及び収支予算書を毎事業年度開始日の前日までに作成し、役員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 19 条 会長又は副会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる計算書類等を作成し、監査役の監査を受けた上で、役員会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告書
- (2)予算書及び決算書

(解散及び財産)

第 20 条 奉賛会での保存が困難になった場合は、引き継ぐ個人又は団体に財産を寄贈する。

## 第 6 章 規約の変更

(規約の変更)

第 21 条 この規約は、役員会において議決に加わることができる役員数の 3 分の 2 以上の多数をもって決議することによって変更することができる。

## 第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 21 条 本会の最初の事業年度は、本会設立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

令和 4 年 10 月 1 日

氏名 北山吉広



別表（財産目録）

番号	財産種別	場所・数量等
1	美術品	名称 石造金剛力士像（吽形） 1 体 高さ 1 6 6 . 0 センチメートル 所在 石川県金沢市長土堀 1 丁目 3 0 4 番地
2	土地	所在 石川県金沢市長土堀 1 丁目 地番 3 0 4 番 2 地目 宅地 地積 4 1 . 3 2 平方メートル（不動産登記による）
3	建物	所在 石川県金沢市長土堀 1 丁目 3 0 4 番地 種類 仏堂 構造 木造瓦葺平屋建 床面積 後日調査 備考 昭和 4 4 年 1 1 月、奉賛会により建立

<監修>

弁護士 堀口康純

弁護士 新井康介